

賃貸借契約書（案）

業務の名称 グループウェアシステム及びコンテンツマネジメントシステム賃貸借
賃借料の額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也）

賃貸借期間

- 1 グループウェアシステム
令和2年6月1日から令和7年5月31日まで
- 2 コンテンツマネジメントシステム
令和2年2月1日から令和7年1月31日まで

上記の業務について、発注者「福島県」を甲とし、受注者「 」を乙として、次の各条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件）

- 第1条 乙は、この契約書に定めるものの他、グループウェアシステム及びコンテンツマネジメントシステム賃貸借調達仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、物件の構築業務を行うものとする。
- 2 乙は、前条により構築した物件を甲に賃貸するものとする。
 - 3 甲の賃借する物件は、別紙1「賃貸借物品一覧」のとおりとする。

（主任担当者の選任）

第2条 乙は、業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって相手方に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

（技術者の能力）

- 第3条 乙は、本業務に携わる技術者を選任するに当たっては、本件業務を実施するに十分な技術力と経験を有する者を選任しなければならない。
- 2 甲は、乙の業務に従事する者のうち、業務の履行について著しく不相当だと認められるときは、乙に対しその交替その他必要な措置を求めることができる。

（役割分担）

第4条 業務の履行のために甲及び乙のそれぞれ行うべき作業及び双方が共同で行うべき作業の範囲は、甲乙協議のうえ定める。

（運搬責任）

第5条 業務における支給用品、資料等及び納付すべき成果品の運搬は、乙の責任で行うもの

とし、その経費は乙の負担とする。

(危険負担)

第6条 風水害、雷、地震その他の天災遅延、不可抗力等の乙の責に帰すことができない事由により本契約の全部若しくは一部の履行に遅延がきたし、又は、不能となった場合、乙は甲に対して責任を負わないものとする。

(権利及び義務の譲渡)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず第三者に譲渡し、または継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙は、業務の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない

3 前項の規定により、乙が、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わすときは、乙は、この契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を第三者に課するものとする。

(目的外使用の禁止)

第8条 乙は、本業務の履行による業務の内容を他の用途に使用してはならない。

(資料の提供)

第9条 乙は、本件業務の履行に関し、甲が所有する仕様書、図面、資料その他の資料及び情報が必要な場合には、甲に対しこれらの資料及び情報の貸与又は開示を求めることができるものとする。

2 乙は、甲から貸与又は開示を受けた資料・情報（以下、「開示情報」という）の正確性・有用性等について確認、検証の義務を負担しないものとする。

3 甲は、開示情報を乙に対し貸与又は開示するに当たって、乙がこれらの情報等を本業務の実施目的の範囲内で使用することにつき許諾する正当な権限を有していることを保証する。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、本契約における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から開示を受ける技術上・行政上等の情報であって、次の各号に該当するものと定義する。

(1) 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として開示される情報

(2) 秘密である旨を告知した上口頭で開示される情報であって、口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により開示されたもの

2 甲及び乙は、相手方の書面による承認を得ず、本契約に関連して知り得た相手方固有の機密情報を、本契約期間はもとより、本契約終了後も第三者に対して開示、漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は、機密情報として

扱わない。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 開示の時点で、既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらず公知となったもの。
- (2) 甲又は乙が開示を行った時点ですでに相手方が保有しているもの。
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの。
- (4) 相手方から開示後に作成されたもので、相手方からの情報によらないもの。

(個人情報)

第 11 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(甲の監査権)

第 12 条 甲は、第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する開示情報、第 10 条に規定する機密情報、第 11 条に規定する個人情報及びその他本事業の実施により蓄積される情報の利用、管理及び保管状況等に対して、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、監査費用は甲の負担とし、監査の対象事項及び方法の詳細については甲乙間が別途協議の上定めるものとする。

2 甲は、前項に規定する事項以外の事項に対しても、本件業務の実施状況等を調査するため甲が必要とする事項を監査できることとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供するものとする。この場合は前項ただし書を準用するものとする。

(一般的損害)

第 13 条 甲は、甲及び乙の責に帰すことができない事由により生じた損害で、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかつたと認めるときは、損害額を認定し、その負担については賃借料の額を限度に甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第 14 条 この契約の履行に関して、第三者に対して損害を及ぼした場合は、乙はその賠償額の責を負う。ただし、その損害が乙の責に帰すことができない場合は、その負担について、賃借料の額を限度に甲乙協議して定める。

(事故等の報告)

第 15 条 乙は、業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。

2 乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(業務内容の変更等)

第 16 条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、賃借料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して

書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害の賠償額については、甲乙協議して定める。

(事情変更による契約内容の変更)

第 17 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事故又は経済情勢の激変により、契約内容が著しく不相当と認めるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手方と協議の上、契約金額、履行期限その他契約の内容を変更することができる。

(協議解除)

第 18 条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、残存する賃貸料の額を直ちに乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第 19 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 着手期日を過ぎても、正当な理由がなく業務に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に構築業務が完成しないとき又は業務を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行にあたり、不正な行為をしたとき。
- (4) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施にあたり、検査を行う者の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。
- (5) 前 4 号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (6) 第 20 条第 1 項の規定によらず契約の解除を申し出たとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲が前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、以後の契約料を甲に請求できないものとする。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、賃貸料を限度に甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変その他不測の事故等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合はこの限りではない。
- 3 前項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する賃借料相当額を違約金の算定にあたり賃借料から控除する。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、契約金額を限度として甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能になった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の場合において、検査に合格した既納部分があるときは、甲はこれに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第 1 項の場合（前条第 6 項の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 2 条の契約保証金の納付又はこれに変わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって第 1 項の違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第 21 条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第 16 条の規定により、甲が成果品の納入を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が 3 ヶ月以上に及ぶとき。

(2) 第 16 条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、その契約金額が 3 分の 2 以上減少するとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により成果品の納入が不可能になったとき。

2 甲は、乙が前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この賠償額は、甲乙協議の上定める。

(解除に伴う措置)

第 22 条 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(契約保証金)

第 23 条 乙は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）（以下「財務規則」という。）第 228 条第 2 項に規定する担保の提供をもって第 1 項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第 229 条第 1 項各号の規定に該当すると認めるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

(談合による損害賠償)

第 24 条 甲は、乙が、当該契約について次の各号のいずれかに該当するときは、第 18 条、第 19 条及び第 21 条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 49 条に規定する排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会が、同法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙又はその役員若しくは使用人に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 25 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを賃借料の額と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約書作成の費用)

第 26 条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(物件の構築業務)

第 27 条 物件の甲への搬入日（以下「履行期限」という。）は、令和元年 10 月 31 日とし、乙は仕様書に基づき構築した物件を甲に賃貸しなければならない。

2 乙は、構築業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して完了届を提出しなければならない。

3 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から 10 日以内に検査しなければならない。

4 検査に合格した日をもって、構築業務の終了とする。この場合、甲はその旨書面をもって乙に通知する。

5 前項において発生する経費は、すべて乙の負担とする。

6 検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合、甲は再検査の期日について、2 項の規定を準用する。

7 検査期間内に検査合格の通知がない場合において、甲から書面による異議の申し出がないときは、検査は合格したものとみなす。

(瑕疵担保責任)

第 28 条 乙は第 1 条に定める賃貸借業務につき隠れた瑕疵（以下「瑕疵」という。）が発見され、甲からの書面による通知が、給付完了日から起算して 1 年以内に乙に到達したときは、その修補の義務を負うものとする。

2 前項の瑕疵の原因につき、乙の責に帰すべき事由がない場合には、甲は乙にその瑕疵の修補に要した費用を支払うものとする。

3 乙が、第 1 項に基づく修補を実施したにもかかわらず瑕疵が修正されなかったときは、その瑕疵が乙の責に帰すべき事由による場合には、甲はその瑕疵が直接の原因で現実発生した通常の直接損害の賠償に限り、契約金額を限度として、乙に対して請求できるものとする。

4 乙が、構築業務の検査合格日後において、甲に対して負う瑕疵担保責任その他一切の責任は、第 1 項及び第 3 項に定める範囲に限られるものとする。

(乙の請求による構築業務の履行期限の延長)

第 29 条 次の各号の一に該当する場合は、乙は甲に対し、遅滞なくその事由を付した書面により構築業務の履行期限の延長を求めることができる。

- (1) 甲による資料等の提供の懈怠、遅延、誤り等によって、乙の業務の履行に支障が生じるとき。
- (2) 天災その他不可抗力等、乙の責に帰することができない事由により、履行期限までに成果品を納入することが困難になるとき。

2 前項の場合の延長日数は、甲乙協議の上定める。

(履行遅延の場合における遅延利息)

第 30 条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに構築業務を完了できない場合において、当該期限後において完了する見込みのあるときは、甲は乙から遅延利息を徴収して当該期間を延長することができる。

- 2 甲は、前項の規定により履行期限を延長することとしたときは、その旨を乙に通知するとともに当該期間の延長に関する契約を乙との間に締結するものとし、乙は、これに応ずるものとする。
- 3 第 1 項の規定による遅延利息は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、賃借料の額に年 2.7%の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）とする。

(賃借料の支払い)

第 31 条 乙は、次項第 2 項に記載の月額賃借料を当該月の翌月 10 日までに甲に対して請求するものとし、甲は、乙の履行実績が適正と認められるときは、請求書受領日から起算して 30 日以内に賃借料を乙に支払うものとする。

- 2 頭書の賃借料に係る月額については別紙 2 とする。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額についても別途記載する。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による賃借料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、賃借料の額に年 2.7%の割合で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 100 円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる）の遅延利息の支払いを請求することができる。

(物件の返還等)

第 32 条 この契約の満了後、物件を甲は乙に返還するものとする。この物件の通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。返還にかかる費用は乙の負担とする。

2 前項の物件のうち、別紙 1 の分電盤については、所有権を甲に無償譲渡するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第 33 条 甲は物件の使用、維持にあたり、善良な管理者としての注意義務を払わなければならない。

(契約外の事項)

第 34 条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

(紛争の解決方法)

第 35 条 本契約に関し訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ 1 通を保有する。

令和元年 月 日

甲 住所 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
氏名 福 島 県
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住所
氏名

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報（福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、死者に係るものを含む。以下同じ。）を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第19条各号（第7号を除く。）に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報（特定個人情報を除く。）の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記

録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないように厳重に保管しなければならない。

4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しする場合又は災害発生時その他の緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。）の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等（紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。）を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほか、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）の規定による措置を講ずるよう努めるとともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。

3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に係る第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第 13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙1

グループウェアシステム及びコンテンツマネジメントシステム貸借対象一覧

| 項 | 品名 | 仕様 | 単位 | 数量 | 備考 |
|-----|----|----|----|----|----|
| (1) | | | | | |
| (2) | | | | | |
| (3) | | | | | |
| (4) | | | | | |
| (5) | | | | | |

別紙2

月別毎賃貸借料金の内訳

令和2年2月から令和2年5月までの賃貸借料金（4ヶ月間）

| 賃貸借料金 | 左のうち消費税及び地方消費税の額 |
|-------|------------------|
| | |

令和2年6月から令和7年1月までの賃貸借料金（56ヶ月間）

| 賃貸借料金 | 左のうち消費税及び地方消費税の額 |
|-------|------------------|
| | |

令和7年2月から令和7年5月までの賃貸借料金（4ヶ月間）

| 賃貸借料金 | 左のうち消費税及び地方消費税の額 |
|-------|------------------|
| | |